

平成30年1月更新

さいたま市保育所整備希望者の手引き

さいたま市 子ども未来局
幼児未来部 のびのび安心子育て課

T e l : 048-829-1868

F a x : 048-829-2516

E-Mail : nobinobi-anshin-kosodate@city.saitama.lg.jp

1 認可保育所について

(1) 認可保育所とは

認可保育所とは、保護者が働いていたり、病気などのために家庭で保育できない子どもを、市町村が保護者に代わって保育する、児童福祉法第39条に規定される児童福祉施設です。

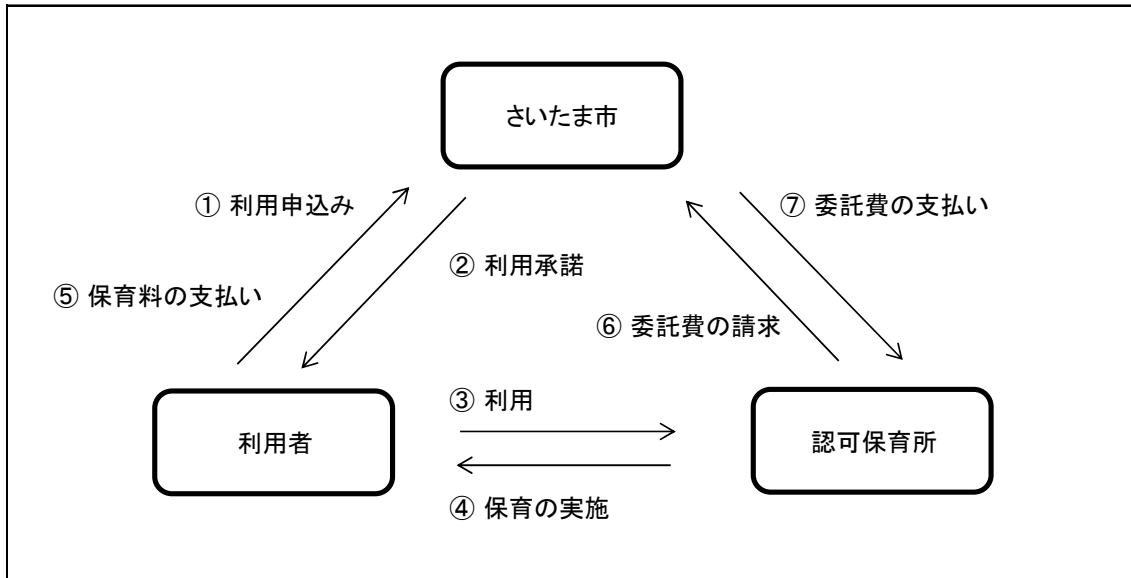
市町村以外の方が認可保育所を開設される場合は、児童福祉法第35条の規定により、さいたま市長の認可が必要となります。また、開設後は、本市と保育の委託関係を結んでいただき、本市の保育事業の実施にご協力いただくこととなります。そのため、認可保育所の運営にあたりましては、公共性・公正性に留意し、地域に親しまれる施設となるよう心掛けてください。

なお、認可保育所の開設にあたりましては、「さいたま市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の保育需要や人口及び就学前児童数の動態、都市開発の状況、交通の利便性等地域の現状及び将来の動向を参酌し、様々な視点から審査した上で決定します。

そのため、認可保育所の整備を希望される場合は、事前に「子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課」にお問合せの上、所定の相談票をご提出ください。

(2) 保育所の運営について

認可保育所における保育の実施主体は、市町村であることから、さいたま市が定める設備及び運営の基準を満たしていただく必要があります。また、保育所の利用申込みや保育料の徴収はさいたま市が行い、私立の認可保育所に対しては、委託した児童数に応じて委託費等をお支払いします。



【参考：保育所の利用方法】

- ① 保護者は、市からの情報提供を受けて、利用希望先を明記して申込む。
- ② 市は、利用の要件を確認した上で、利用を承諾する。なお、希望者が利用定員を超過する場合は、児童の状況に応じて市が利用調整する。
- ③ 利用承諾された児童は、当該保育所を利用する。
- ④ 保育所は、利用児童に保育を提供する。通常の保育時間のほかに、延長保育を行う場合もある。
- ⑤ 保護者は、児童の年齢と世帯の所得に応じた保育料を市に納付する。
- ⑥ 民営の保育所は、利用児童数に応じた委託費を市に請求する。
- ⑦ 市は、請求内容を確認した上、委託費を交付する。

※ さいたま市では、保育所の設置認可に関してはのびのび安心子育て課が、開設後の運営管理等に関しては保育課が所管し、利用に関する事務や保育料の徴収等を各区役所支援課が所管しています。

(3) さいたま市における保育所の現状（平成30年1月1日現在）

公立 61 施設 定員 6,413 人
 私立 137 施設 定員 10,903 人

2 保育所の設置について

(1) 設置主体について

さいたま市における民間保育所の設置主体は、社会福祉法人^(※1)のほか学校法人、株式会社、有限会社、NPO等の法人格を有する者で、財務状況が健全な者となります。また、社会福祉法人又は学校法人以外の法人については、平成30年4月時点で2年以上、保育に係る事業の運営実績があり、また、過去3年間の決算状況において3年連続して損失を計上していないことが必要です。

* 1 社会福祉法人

社会福祉法人は、社会福祉事業^(※2)を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立される法人です。社会福祉事業は、公益性が高く自治体が行う公共サービスと事実上同じ性格を有します。したがって、役員（理事・監事・評議員等）が事業の運営を「私物化（利益を自分達に分配、など）」することは認められません。

社会福祉法人が行う社会福祉事業に関しては、税金（所得税・法人税・法人事業税・固定資産税・不動産取得税）面での優遇がありますが、その分、所轄庁（法人の行う事業がさいたま市のみで実施されている場合はさいたま市長、他自治体にわたる場合は、都道府県知事）の公的関与が多々あります。例えば、法人設立認可（定款、資産等の審査を含む）から、定款変更の認可、基本財産の処分、役員の解職勧告及び解散命令などです。

また、社会福祉法人の資産を担保とした民間金融機関からの融資は、原則として受けられません。設立認可後に資金不足が生じた場合は、新たな寄附等が必要になる場合があります。

なお、さいたま市における社会福祉法人設立認可の相談窓口は、「保健福祉局福祉部福祉総務課計画・法人指導係」です。

* 2 社会福祉事業

保育所の経営など、社会福祉を目的とする事業を社会福祉事業といいます。社会福祉法の規定では、社会福祉事業には第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業とがあり、そのいずれにも該当しない事業は、社会福祉を目的とする事業であっても、法律上は社会福祉事業とはなりません。

児童福祉法関連の第1種社会福祉事業には、乳児院、児童養護施設など、入所者が生活の大部分をそこで営む施設を運営する事業が中心となっています。第1種社会福祉事業の設置主体は、原則として国・地方公共団体又は社会福祉法人に限定されています。

第2種社会福祉事業は、保育所をはじめ、児童居宅介護事業、児童デイサービス事業や児童厚生施設又は児童家庭支援センターの経営など短期訪問滞在型の事業が中心となっています。

(2) 整備の方法について

整備方法は、大きく分けて次の三通りがあります。

a 自主整備

さいたま市や国からの補助を受けずに、整備希望者が自己資金で整備した保育所を、さいたま市が認可します。

b 補助金による整備（賃貸物件）

整備希望者が建物を賃借し、さいたま市からの保育所整備補助金を受けて整備した保育所を、さいたま市が認可します。当該補助金の対象となる設置主体は、社会福祉法人に限りません。

c 補助金による整備

整備希望者が用地を確保（自己所有・借地のいずれも可）して、さいたま市からの保育所整備補助金を受けて建設された保育所を、さいたま市が認可します。

当該補助金の対象となる設置主体は、主に社会福祉法人（設立予定を含む。）又は認定こども園の認定を受けるために保育所を整備する学校法人となります。

なお、いずれの場合においても、さいたま市が指定する日までに相談票を提出してください。また、各年度4月1日に開園してください。

－相談票の受付期限－

- ・「a 自主整備」又は「b 補助金による整備（賃貸物件）」による場合
開所する年度の前年の3月下旬頃
- ・「c 補助金による整備」による場合
開所する年度の前々年の3月下旬頃

※「a 自主整備」又は「b 補助金による整備（賃貸物件）」による案件は、優先的に協議を行います。

（3）施設基準について

- a 保育所の認可にあたっては、「さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月27日公布 条例第66号）」、「さいたま市民間保育所設置認可等実施要綱」、「さいたま市民間保育所設置認可等実施要綱取扱要領」及びその他法令に定められた基準を満たす必要があります。

主な基準として、保育室又は遊戯室、乳児室又はほふく室及び屋外遊戯場の一人あたりの必要面積の基準や、医務室、調理室及び便所の設置や、緊急時に備えた避難用設備の設置等が定められています。

さいたま市における保育室等の一人あたりの必要面積の基準は、次のとおりです。なお、さいたま市が指定する鉄道駅周辺や大規模集合住宅内等に保育所を整備する場合、「駅前型保育所等」として整備基準を一部緩和しています。

| | |
|---------|-------------------------------|
| 0歳児室 | 一人あたり 5.0 m ² (*3) |
| 1歳児室 | 一人あたり 3.3 m ² |
| 2歳以上児室 | 一人あたり 1.98 m ² |
| 〃 屋外遊戯場 | 一人あたり 3.3 m ² (*4) |

*3 0歳児室の面積基準

駅前型保育所等に該当する場合は、一人あたり3.3m²に緩和できます。

*4 屋外遊戯場の面積基準

駅前型保育所等に該当する場合で、敷地内に必要面積を確保できない場合は、近隣の公園等で補うことができます。但し、プール遊び等できる場所は敷地内に確保できるように努めてください。

- b 保育室は、1階に設けることをお勧めしています。2階以上の階に設ける場合は、一定の要件を満たす必要がありますので、「さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月27日公布 条例第66号）」第44条に十分留意してください。

- c 屋外遊戯場は、地上に設けることが望ましいとされていますが、敷地等の事情により屋上部分を屋外遊戯場の一部とすることも可能です。ただし、この場合は、

耐火建築物とし避難階段を設けるほか、遊戯場部分の周囲に転落防止に適した防護柵を設置するなど、安全面の配慮に万全を期すことや、便所及び水飲み場の設置が必要になります。

- d 保育所の整備にあたっては、さいたま市民間保育所設置認可等実施要綱に定める基準の遵守はもとより、都市計画法、建築基準法、消防法、福祉のまちづくり条例等の各種法令や通知についても留意する必要があります。都市計画法上問題ないか、建築基準法に抵触しないか、消防水利が整備されているか、バリアフリー設備の整備が可能か等々を所管課に確認・相談の上、整備を検討してください。

(4) 用地の確保について

- a 用地の確保にあたりましては、認可基準を満たす建物や屋外遊戯場が整備できるよう、敷地の形状・面積はもとより、用途地域や建蔽率、容積率等も十分に確認してください。
- b 保育事業に供する不動産には、抵当権の設定制限がございます。とりわけ、既に不動産に対して抵当権が設定されている場合は、予め抹消していただく必要がございますので、ご注意ください。
- c 送迎に自家用車等を利用する保護者が増加していますので、周辺住民とのトラブルを回避するためにも、送迎用の駐車場が必要です。敷地内に整備するか、敷地近辺に駐車場を賃借するなどして、確保に努めてください。
また、食材搬入や緊急車両のための停車スペースは敷地内に設けるよう努めてください。

(5) 定員について

- a 安定的な施設運営を行うために、定員は60人以上に設定することを推奨しております。ただし、地域の保育需要が高く、安定した入所が見込まれる場合は、60人未満の定員でも認めることがあります。
- b 保育単価が10人単位で設定されていることから、定員についても10人単位での設定を原則としています。
- c 平成27年度4月施行の「子ども・子育て支援新制度」において、認可保育所は地域型保育事業(2歳児以下の子どもを預かる保育事業)の連携施設としての役割を期待されています。このため、地域によっては、2歳児と3歳児の定員差が3人以上となるように設定していただく場合があります。

(定員設定の例)

| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 60人 | 6人 | 9人 | 9人 | 12人 | 12人 | 12人 |
| 90人 | 3人 | 12人 | 15人 | 20人 | 20人 | 20人 |

(6) 留意事項

- a 施設の整備及び施設の運営を円滑に進めるためには、周辺住民・地元自治会等の理解と協力が必要になりますので、市への相談とあわせて、保育所を整備することについて周辺住民等の理解を得られるよう努めることが望ましいです。市と

の協議開始後、事業承認にあたっては、周辺住民に対する事業説明会を開催し、住民の理解と同意を得ることが必要となります。

- b 既存建築物を改修して整備する場合、新耐震基準（昭和56年6月施行）に基づく建物であること（耐震診断等により基準を満たすことが確認された場合を含む。）、その建築物に対して建築確認済証及び検査済証が交付されている必要があります。

また、認可予定者として決定された後、すみやかに建物用途を建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）における「特殊建築物（保育所）」に変更する必要があります。

- c 整備計画地が農業振興地域内に所在している場合は、認可保育所を整備することができません。計画地が市街化調整区域内に所在し、地目や現況が田・畑である場合は、予めご確認ください。
- d 整備計画地の周辺に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が適用される営業所が所在している場合、当該営業所の経営者等とトラブルになる恐れがあります。計画地が繁華街に所在している場合は、周辺に該当する営業所がないか、予めご確認ください。

3 保育所の施設整備にかかる補助制度について

- 補助基準額・補助率・補助限度額等は、保育所整備を実施する年度における国及び市の予算成立状況により変更される場合があります。下記の補助制度は、平成30年1月1日現在のものです。
- 補助金の活用に当たっては、市内業者等の育成及び市内経済の活性化を図るため、建設工事の発注及び設備備品の購入の際は、市内業者の活用にご協力ください。

(1) 補助金による整備（賃貸物件）の概要

i. 施設改修にかかる補助制度

a 補助対象

すべての法人が対象

b 補助対象経費

保育所を新たに開設するために、既存建物を借り上げて必要な設備の整備及び改修等に要する費用及び改修期間中に支払う建物賃借料（敷金を除く）

c 補助率

4分の3

d 補助限度額

3,200万円の4分の3（上限2,400万円）

ii. 開園後の建物賃借料にかかる補助制度

委託費（国の公定価格）に「賃借料加算」があります。例えば平成29年度の賃借料加算は、さいたま市の「90人定員」の施設で、「6,700円×利用児童数」（月額）となっています。

(2) 施設建設にかかる補助制度の概要

i. 施設建設にかかる補助制度

a 補助対象

社会福祉法人、学校法人（認定こども園の認定を受けるために保育所を整備する場合に限る。）、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

b 補助対象経費

本体工事費、実施設計費等の整備費用（補助対象外経費を除く※）

c 補助限度額

定員・整備手法によって異なりますが、概算で以下のとおりです。

| | 保育所等整備交付金 | さいたま市 促進助成金 |
|-------|-----------|----------------|
| 定員60名 | 119,289千円 | 39,763千円 |
| 定員90名 | 154,726千円 | 51,575千円 |

注：工事期間中の土地賃借料、特殊付帯工事（太陽光発電等）を無しと想定した場合

ii. 開園後の土地賃借料にかかる補助制度

開園後に支払う土地の賃借料にかかる補助はありません。

※次の経費は、補助対象外になります。

- (1) 本市の補助金内示前に契約したもの
- (2) 土地の買収または整地（伐採、表土処理、切土、盛土、締固め、残土処理、擁壁、集水柵（調整池）工事を含む。）に関する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 歩道の切下げ等保育所整備計画地の敷地外で行った工事に関する費用
- (5) その他 施設整備費として適当と認められない費用

4 保育所の運営について

(1) 保育内容について

保育所における保育の内容は、「ねらい」と「内容」とで構成されるものですが、「保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）」に示されている趣旨を踏まえて、目の前の子どもの育ちゆく姿を見通し、0歳から6歳までの発達過程や発達の連続性を考慮し、各保育所の理念や保育方針、地域性などを反映させながら、保育の内容を創り出して行くことが望まれています。

また、第三者評価を実施し、その受審結果を公表したり、苦情を受け付けるための窓口を設置したりする等、利用者やその保護者等からの要望や苦情に適切に対応できるようにするための体制づくりに努めてください。

(2) 職員について

- a 保育所には職員として、保育士・嘱託医及び調理員を配置しなければなりません。なお、さいたま市の認可保育所における職員の配置基準は、次の表のとおりです。

| 児童：保育士の配置基準 | | 調理員の配置基準 | |
|-------------|------|----------|------|
| 年齢 | 配置基準 | 定員 | 必要人数 |
| 0歳児 | 3：1 | 45人以下 | 1人 |
| 1歳児・2歳児 | 6：1 | 46～150人 | 2人 |
| 3歳児 | 20：1 | 151人以上 | 3人 |
| 4歳児以上 | 30：1 | | |

- b 0歳児が9人以上入所する施設については、保健師又は看護師を配置しなければなりません。この場合、保健師又は看護師のうち1人に限っては、保育士が配置されたものとみなすことができます。
- c さいたま市では、食育の観点から給食の外部搬入を認めていないため、施設内での調理となります。ただし、調理業務の委託を認めていますので、全面的に委託する場合は、調理員を配置しないことができますが、この場合でも保育所内に調理室を設置し、調理を実施してください。

(3) 開所時間・休日について

- a 日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除いた日が開所日となり、お盆休みや開園記念日等、施設独自の休日は設定できません。
- b 開所時間は、11時間を原則としますが、地域の保育ニーズに合わせて11時間を超えて開所する場合は、延長保育の扱いとなり延長保育料を保護者から徴収できるほか、さいたま市から補助金が交付されます。

【参考 開所時間の例（延長保育2時間実施の場合）】

| 通常保育時間 (保育料は市からの委託費) | 延長保育時間 (保育料は保護者から) |
|-------------------------|-----------------------|
| 7時 | 18時 |
| | ～ |
| | 20時 |

(4) 特別保育事業について

地域のニーズに応じて低年齢児保育や障害児保育の実施が望まれます。また、保護者の不定期な就労や、病気・入院・出産等による緊急・一時的な利用のための一時預かり事業や、地域に開かれた子育て支援施設として育児サークルの支援やイベントの開催、育児不安を解消するための相談やカウンセリング等を行う地域子育て拠点事業等の実施が望まれます。

整備計画地周辺で必要とされる事業や補助制度等については、のびのび安心子育て課にご相談ください。

(5) 保育所経理について

- a さいたま市から支払われる委託費は、人件費、事業費、管理費からなります。なお、定員規模や入所児童の年齢区分等により保育単価が異なります。
- b 保育所の会計は、保育所専用の口座を設け、資金収支計算書等を作成するなど、国が定めた処理方法に従ってください。
- c 委託費の用途には制限が設けられていますので、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日付け府子本第254号・雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）の規定を遵守してください。この規定において、保育所の委託費から不動産賃借料や借入金返済のための支出をする場合には条件と限度額が定められています。

5 保育所設置協議について

(1) 相談票の提出について

- a 保育所の整備にあたって整備希望者は、その整備方法の如何にかかわらず、まず、相談票を提出していただく必要があります。
- b 相談票の提出先及び協議窓口は、「子ども未来局幼児未来部ののびのび安心子育て課」です。

(2) 協議案件の選定について

- a 保育所を整備する場合は、通常1月～3月に相談票の受け付けを行い、地域の待機児童数、保育需要や予算等の状況を参酌し検討の後、設置協議を行うかについて5月までに回答します。
- b 整備希望者が多い場合は、地域の保育需要や予算等の状況を考慮して協議する案件を選定させていただきます。そのため、希望する時期に整備できない場合があります。
- c 整備希望が一部地域に集中した場合は、法人の実績や敷地の形状、接道の幅員、周辺の交通状況、鉄道駅からの距離等を考慮し協議対象者を選定します。

(3) 相談票の提出に当たっての留意事項

- a 市に相談をする場合、電話等で必ず事前に連絡（予約）してください。
- b 認可保育所を整備にあたっては、市が当該事業の必要性や実現性を見極めた上、その後の手続きを進めることとなりますので、土地の取得や賃貸契約に多額の費

用をかける前に、必ず市に相談してください。

(4) 協議書・計画書の作成について（協議開始後の手続き）

- a 新規に社会福祉法人を設立し保育所を整備する場合は、「さいたま市社会福祉法人設立認可等準備審査会（準備審査会）」及び「さいたま市社会福祉法人設立等審査委員会（審査会）」による、法人の設立及び保育所整備についての承認が必要です。

社会福祉法人の認可については、「保健福祉局福祉部福祉総務課計画・法人指導係」が所管していますが、例年8月末までに協議書を提出したものを、担当がヒアリングし、「準備審査会」及び「審査会」で審査することになります。

なお、社会福祉法人の設立にあたっては、「社会福祉法人設立の手引」（福祉総務課発行）を参考にしてください。

- b 新設の社会福祉法人以外の者が保育所を整備する場合も、「準備審査会」及び「審査会」による承認が必要です。ただし、自主整備の場合に限り、「さいたま市子育て支援施設整備調整委員会」で審査することがあります。
- c 審査にあたっては、社会福祉法人設立認可の協議書とは別に、計画書の提出が必要です。計画書の作成に際しては、協議開始後お渡しする「計画書作成の手引」を参考にしてください。

(5) 設置認可申請について

整備事業者は、設置認可基準の要件を満たした施設の整備完了後、児童福祉施設設置認可申請書をのびのび安心子育て課に提出します。市は、認可申請書の内容について書類審査及び現地検査等を行い、認可の可否を検討し、「児童福祉施設（保育所）設置認可書」を交付します。

(6) 留意事項

- a 予算措置について

実際の補助事業としての採択は、各年度の市の補助方針等に基づき市の予算の範囲内で採択されます。

したがって、各年度の予算状況によっては、さいたま市社会福祉法人設立認可等審査委員会の審査で承認された計画であっても、補助事業として採択がされないこともありますので、あらかじめご了承ください。

- b 協議・審査のための費用について

協議者は、事業計画が採択されない場合、補助事業として採択されない場合、協議が途中で終了する場合を念頭におき、計画段階での不動産の売買、借地借家契約、金融機関からの借入、建物の整備に係る設計業務への支出等については慎重に判断してください。

協議・審査のために要した費用については全て協議者の負担とし、市は補償しないものとします。

○ 提案の実施にあたっての調整等

保育所等整備に関しての関係機関・各種団体の調整については、事業者の責任において行っていただきます。

(参考) 保育所施設面積例

あくまでも定員90人を想定した参考モデルですので、ご注意ください。

| | 室名 | 数 | 面積 | 基準面積 |
|----------------|---------------|---|--------------------------|--|
| 必ず設ける必要がある居室 | 乳児室又は ほふく室 | 1 | 25 m ² | 0歳児 5.0 m ² ×3人=15.00 m ² |
| | | 1 | 50 m ² | 1歳児 3.3 m ² ×12人=39.60 m ² |
| | 保育室又は 遊戯室 | 1 | 40 m ² | 2歳児 1.98 m ² ×15人=29.70 m ² |
| | | 1 | 50 m ² | 3歳児 1.98 m ² ×20人=39.60 m ² |
| | | 1 | 100 m ² | 4～5歳児 1.98 m ² ×40人=79.20 m ² |
| | 調理室 | 1 | 45 m ² | 必置（前室・下処理室を含む） （大量調理施設衛生管理マニュアルに従う） |
| | 事務室 医務室 | 1 | 30 m ² | 事務室の設置は任意 医務室は必置 |
| | 便所 | — | 50 m ² | 必置（バリアフリー対応のトイレを含む） （子供用大便器は児童数÷15が最低限必要） |
| 必要に応じて設ける居室 | 調乳室 | 1 | 10 m ² | 0歳児を受け入れる場合は必置 |
| | 沐浴室 | 1 | 10 m ² | |
| | 一時保育室 | 1 | 30 m ² | 3.3 m ² ×6人の受け入れを想定 |
| | 子育て支援 センター | 1 | 30 m ² | 以下事業を全て実施する。 ① 子育て親子の交流の促進 ② 子育て等に関する相談の実施 ③ 子育て支援に関する情報の提供 ④ 講習等の実施 |
| | その他 | — | 210 m ² | 廊下・ホール・階段・倉庫等 |
| 計（延床面積） | | | 680 m² | 2階建で建築面積約 380 m² |
| | 屋外遊戯場 | — | 255 m ² | 2歳児以上 3.3 m ² ×75人=247.5 m ² |
| | 《参考》緑化面積 | — | 約 70 m ² | 敷地面積の 10%以上 |

※ 保育スペースについては、質の高い保育が実施できるように、また戸棚や手洗の設置を考慮して、ある程度の余裕をもたせた想定にしています。

※ 医務室は必置ですが、医務スペースとして事務室内に設けることも可能です。

※ 便所についてはゆとりある個数を設置し、その種別も児童用及び職員用に加え、調理職員専用のもので、バリアフリーに対応するものの設置が必要です。

(参考) 保育所整備スケジュール例：補助金整備の場合

| | | 市 | | 法人 | | |
|------|--------------------|----------------|------------------------------|-----------------------|--------------|--|
| | | 施設整備 | 法人認可 | 施設整備 | 法人認可 | |
| 協議年度 | 3月 | | | 相談票提出 | | |
| | 5月 | 協議案件選定 | 設立相談 | 施設整備相談 (開発・建築等を含む) | 設立準備会 | |
| | 8月 | 施設整備協議 | 協議書受理 ← | 計画書提出 (8月末×) | 協議書提出 (8月末×) | |
| | 9月 | 計画書受理 ← | ヒアリング | 準備審査会出席 | | |
| | 10月 | ヒアリング | | | | |
| | 11月 | 準備審査会 審査会 | | | | |
| | | 予 算 要 求 | | | | |
| | | 事業の承認 | | 開発・建築確認手続き | | |
| 整備年度 | 6月 | 入札手続等確認 ← | | 福祉医療機構 融資相談準備 | 法人設立認可申請書提出 | |
| | 7月 | 市補助金内示 | 法人認可審査 法人認可 | 入札準備 | | |
| | | 交付申請書確認 ← | | 入札の実施工事契約等 交付申請書 | | |
| | | 市交付決定 | | 工事着工 | | |
| | 10月 | 着工時検査 | 10月下旬～ 入所申込み開始 (区支援課) | | | |
| | 11月 | | | 入所希望者面接 | | |
| | 12月 | | | 設置認可申請 | | |
| | 2月 | | | 実績報告・精算準備 | | |
| | 3月 | 完成時検査 | | 実績報告書提出 | | |
| | | 実績報告書確認 ← | | 補助金請求 | | |
| | 市補助金確定・交付 ← | | | | | |
| | 設置認可 (3/31) | | | | | |
| 4月 | 4月1日 開 所 | | | | | |

※ 既存の法人の場合は法人認可の欄がなくなります。

(参考) 保育所整備スケジュール例：自主整備の場合

| | | 市 | 法人 |
|---------|----|--|---------------------------|
| 協議・整備年度 | 3月 | | 相談票提出 |
| | 5月 | 協議案件選定 施設整備協議 | 施設整備協議 (開発・建築等を含む) |
| | 6月 | 計画書受理 ← | 計画書提出 |
| | | ヒアリング | |
| | 7月 | 準備審査会 | 準備審査会出席 |
| | 8月 | 審査会 予 算 要 求 (下記※の場合) 事業の承認 | 土地利用申請 建築確認手続き 工事着工 |
| | | 10月下旬～ 入所申込み開始 (区支援課) | |
| | 2月 | | 入所希望者面接 |
| | 3月 | | 設置認可申請 ← |
| | 4月 | 設置認可 (3/31) 4月1日 開所 | |

※ 整備希望者が建物を賃借し、さいたま市からの保育所整備費補助金を受けて内装等を整備する場合（賃貸物件の施設改修にかかる補助制度）も、上記スケジュールに沿って御相談させていただきますが、補助対象工事の着手時期（11月末頃）は補助金予算の確保状況により前後する場合がございます。